

保険・年金 フォーカス

PRA(英国)やAPRA(オーストラリア)が 2024年の監督・政策上の 優先事項等を公表

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

英国のPRA（健全性規制機構）が、2024年1月11日に保険会社のCEO宛の書簡¹の中で、保険監督における2024年の優先事項について説明している。また、オーストラリアのAPRA（オーストラリア健全性機構）も2024年1月31日に、2024年の監督と政策上の優先事項を概説²している。

今回のレポートは、これらのPRAやAPRAの2024年における保険監督上の優先事項について、報告する。

2—PRAの保険監督上の2024年の優先事項

PRAの保険監督のエグゼクティブディレクターであるCharlotte Gerken氏とディレクターであるShoib Khan氏は、2024年1月11日に保険会社のCEO宛の書簡の中で、保険監督上の2024年の優先事項について説明している。

これによると、全ての保険会社を対象とするものとしては、オペレーショナル・レジリエンスや撤退の緩和、気候変動リスクから生じる金融リスクに関するテーマが挙げられている。このうちの気候変動リスクから生じる金融リスクについては、会社は、特にシナリオ分析とリスク管理に関する「能力格差」に対処し続けなければならない。PRAは、監督上のエンゲージメント、会社ごとの深堀り、テーマ別の作業を通じて、会社がSS3/19（気候変動による金融リスクを管理するための銀行及び保険会社のアプローチの強化に関する監督声明）に準拠しているかを評価する、としている。

生命保険会社に対しては、リスク管理能力、積立再保険、ストレステスト、さらにはソルベンシーIIの規制改革が挙げられている。このうちの積立再保険については、その英国の生命保険市場における役割に注目し、その組織的な利用が、安全性と健全性、契約者保護というPRAの目的に重大なリス

¹ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/letter/2024/insurance-supervision-2024-priorities>
[bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/letter/2024/insurance-supervision-2024-priorities.pdf](https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/letter/2024/insurance-supervision-2024-priorities.pdf)

² <https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-outlines-2024-supervision-and-policy-priorities>

クをもたらす可能性があるとの考えから、会社が再保険を利用することから生じるリスクに対処するための PRA の広範な戦略の一環として、政策提案について協議を行い、市場の慣行がどのように発展していくかを引き続き注視し、さらなる具体的な政策措置が必要かどうかを検討する、としている。また、ソルベンシーⅡの規制改革においては、PRA は、2024 年 6 月末までに HMT（財務省）の MA（マッチング調整）規定を実施できるよう、MA に関する最終的な方針を定める予定としている。

なお、生命保険会社、主として年金引受会社に対しては、信用リスク管理能力の有効性に焦点を当て、さらに、2022 年 9 月に発生した **Liability-Driven Investment Shock** のような事象を踏まえて、またマクロ経済情勢が保険契約者の特定の保険商品の保有インセンティブに与える影響、潜在的な解約リスクにつながる影響にも留意して、流動性リスクに関しての報告要件を策定するとともに、**SWES**（システムワイド演習）の設計と実施に積極的にに関わり、2024 年末までに **SWES** の調査結果を公表する、としている。

損害保険会社に対しては、サイバー引受リスク、保険金請求インフレの監視、モデル・ドリフト、ストレステストが挙げられている。サイバー引受リスクに関しては、PRA は、サイバーリスク・エクスポージャーの増大に見合った会社の資本とエクスポージャー管理能力の確保に注力するとしている。また、保険金請求インフレについては、2023 年 6 月に各社のチーフアクチュアリー向けに調査結果を記載した書簡を発出しているが、この調査が示しているように、準備金が増加してはいるものの、重要な不確実性が残っており、過度の楽観主義が準備金、価格設定、再保険計画に影響を及ぼす可能性があることから、2024 年においても、規制当局によるデータ収集や通常の監督会議を通じて、保険金請求インフレを監視し、必要であれば、さらなるターゲットも検討する、としている。

具体的には、次ページのような項目にまとめられている。

附属：2024年 PRA主導の会社間作業

経済環境	影響部門
信用リスク ・PRAは、会社の信用リスク管理能力の有効性に焦点を当てる。	生命保険会社（主に年金引受会社）
流動性リスク ・PRAは流動性報告要件を策定する。 ・PRAはSWES の設計と実施において参加保険会社と積極的に関わり、2024 年末までにSWES の調査結果を公表する。	全ての保険会社、ただし当初は年金引受会社に重点を置く 最大のデリバティブ・ユーザー
オペレーショナル・レジリエンス ・会社は、2025年3月までに、全ての重要なビジネス・サービスについて、影響許容範囲内にあることを実証できなければならない。	全会社（比例アプローチを適用）
撤退の緩和 ・PRAは2024 年初めに、保険会社が秩序ある破綻処理計画を作成するための要件について協議する予定である。	全会社（比例アプローチを適用）
生命保険部門の拡大	影響部門
リスク管理能力 ・会社は、戦略的な選択と投資決定が、自らのリスク許容度の範囲内で行われるようにしなければならない。	生命保険会社
積立再保険 ・PRAは、会社が再保険を利用することから生じるリスクに対処するための PRAの広範な戦略の一環として、政策提案について協議を行っている。PRAは、市場の慣行がどのように発展していくかを引き続き注視し、さらなる具体的な政策措置が必要かどうかを検討する。	生命保険会社が出再者として再保険契約を締結又は保有する場合
LIST（生命保険ストレステスト） ・PRAは技術面、業務面、市場コミュニケーション面で業界との対話を続け、2024年にはLIST2025に向けたアプローチ文書を公表する予定である。	生命保険会社が対象範囲に含まれる場合は、発売の12カ月前に通知する。
規制改革 ・PRAはCP12/23及びCP19/23に関して、英国市場に適した新規則を発効させるための政策声明を発表する。これらの新規則は2024年12月31日までに発効する予定であり、会社に必要な調整を行う時間を与える。しかし、我々は、2024年6月末までにHMTのMA規定を実施できるよう、MAに関する最終的な方針を定める予定である。これにより、会社は新規則を活用し、より広い英国経済を支える形で、マッチング調整への投資を拡大することが可能となる。	ソルベンシー II 規制の対象となるすべての会社
損害保険部門、準備金リスク	影響部門
サイバー引受リスク ・PRAは、サイバーリスク・エクスポージャーの増大に見合った会社の資本とエクスポージャー管理能力の確保に注力する。	サイバー・リスクを引き受ける損害保険会社
保険金請求インフレ ・PRAは2024年においても、規制当局によるデータ収集や通常の監督会議を通じて、保険金請求インフレを監視する。必要であれば、さらなるターゲットも検討する。	全ての損害保険会社
モデル・ドリフト ・我々は、モデル・ドリフトを示すと特定された会社に対し、適切な場合には、監督上のツールや措置を用いてフォローアップを行う。	モデルを使用するすべての保険会社、特にモデルドリフトを示している損害保険会社に重点を置く。
GIST（損害保険ストレステスト） ・PRAは業界団体と協議を開始し、2024年上半期中にGISTの詳細（参加、設計、スケジュールを含む）を提供する予定である。	対象となる場合、開始の12ヶ月前に、関係するロンドン市場、リテール保険会社、商業保険会社に通知する。
その他の重点分野	影響部門
気候リスクから生じる財務リスク ・会社は、特にシナリオ分析とリスク管理に関する「能力格差」に対処し続けなければならない。 ・PRAは、監督的エンゲージメント、会社ごとの深堀り、テーマ別の作業を通じて、会社がSS3/19に準拠しているかを評価する。また、私たちの期待の細部を深化させるためにSS3/19の更新作業を開始する予定である。	全会社

（出典）PRAのCharlotte Gerken氏とShoib Khan氏の書簡より

なお、過去の年度の監督上の優先事項としては、以下の項目が挙げられていた。

これによれば、基本的には、オペレーショナル・レジリエンス、再保険リスク、気候変動リスク、規制改革等、2023年からの項目が引き続き挙げられている。ただし、2024年はストレステスト（生命保険・損害保険）に加えて、昨今の経済環境等を踏まえて、信用リスクや流動性リスクが新たに大きな項目に挙げられている一方で、過去の2年間で挙げられていた、多様性、公平性及び包摂性（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）（DE&I）の項目が挙げられていない。

2023年

1. 財務上のレジリエンス
2. リスク管理
3. 金融改革の実施
4. 再保険リスク
5. オペレーショナル・レジリエンス
6. 保険会社の撤退のしやすさ
7. その他の重点分野

その他の重点分野としては、「非自然カタストロフィリスク」、「気候変動から生じる金融リスク」、「多様性、公平性及び包摂性（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）（DE&I）」、「監督上のアプローチ」が挙げられていた。

2022年

1. 財務上のレジリエンス
2. オペレーショナルリスクとレジリエンス
3. 気候変動から生じる金融リスク
4. 規制の変更
5. 英国で認可を求める第三国の支店
6. ダイバーシティ&インクルージョン

3—APRA の 2024 年の監督と政策上の優先事項

APRA は、監督と政策上の優先事項を毎年発表し、今後の重点分野の概要を説明し、事業体の計画を支援している。これにより、APRA の透明性と説明責任へのコミットメントが裏付けられている。

APRA は、2024年1月31日に、2024年上半期の監督と政策上の優先事項を公表³した。

APRA はその書簡⁴の中で、銀行、退職年金、保険、サイバーセキュリティ、オペレーショナル・レジリエンス、気候リスク、ガバナンス等、業界横断的な主要な問題に関する規制アジェンダの概要を説明した。

³ <https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-outlines-2024-supervision-and-policy-priorities>

⁴ <https://www.apra.gov.au/interim-policy-and-supervision-priorities-update>

この書簡は、APRA が 8 月末までに公表を予定している 2024 年～2025 年の年次計画における監督と政策上の優先事項への橋渡しとして、今年最初の 6 か月間の中間的なアップデートを行うものとして位置付けられている。

APRA は今回初めて、監督と政策上の優先事項を統合し、特定のイニシアチブがどの団体に適用されるかについて、より詳細な情報を提供している。

この書簡によると、2023 年初頭の銀行市場の混乱が、ストレスがいかに早く発生するか、また、適切に対応するために会社や当局がいかに強固な立場をとる必要があるか、を思い起こさせるものであったとし、また、金融システムは、地政学的リスク、金利上昇や高インフレ、サイバー攻撃の脅威の高まり、自然災害の頻発などにも直面している、と述べている。

APRA は 2023 年に浮上したリスクに対応するために監督と政策アジェンダの優先順位を見直し、一連の重要な政策改革を進め、今後、以下の点に重点を置いたプログラムを継続する予定としている。

- ・全ての規制対象事業体の運用及びサイバー・レジリエンス（事業体及びコミュニティによるデジタル技術への依存の高まりを反映したもの）。
- ・昨年の世界的な銀行業務の混乱から得た教訓を、認可預金受取機関に対する健全性の枠組みに的を絞った変更を通じて埋め込む。
- ・退職所得に関する退職年金管理者の慣行の向上、金融規制当局評価機構（FRAA）のレビューからの勧告の実施、透明性の向上、APRA のヒートマップとパフォーマンステストの整合。
- ・保険業界全体で、財務の持続可能性と、手頃な価格と利用可用性を高める必要性のバランスを取ることを継続。

なお、APRA は、外部環境の変化に適応し、必要に応じてこれらの優先事項を調整し、規制する業界が新たに出現するリスクに引き続き対応できるようにする、としている。

「業界横断的な取組み」と「保険への取組み」の詳細な内容について、APRA のリストから、今後 6 か月の政策の優先事項と監督の優先事項のみを抜粋すると、次ページの図表の通りとなっている。

業界横断的な取り組み

APRA優先度	政策の優先事項 - 今後6か月	監督の優先事項 - 今後6か月
サイバーレジリエンス		<p>APRAは、サイバーレジリエンスに対する監督上の重点を引き続き強化し、全ての事業体が健全性基準CPS 234情報セキュリティ(CPS 234)の下で期待される基準を満たすことを保証する。</p> <p>残りのCPS 234の三者評価は、今後6か月以内にAPRAに提出する必要がある。事業体に重大な脆弱性があることが判明した場合、APRAは相応の対応を行い、監督を強化し、根本原因分析を要求し、改善計画を要請し、執行措置を検討する場合がある。</p>
オペレーショナル・レジリエンス	健全性基準CPS 230オペレーショナルリスク管理(CPS 230)は、2025年7月1日から施行される。APRAは、2024年上半年期に関連する健全性実施ガイド(CPG 230)を完成させ、事業体が新しい要件に移行するのを支援する予定である。CPG 230には、より小規模で複雑でないエンティティの実装をサポートするためのガイダンスが含まれる。	<p>APRAは、今後のCPS 230要件について説明し、準備するための情報円卓会議を主催する。</p> <p>事業体は、重要な業務や資材サービスプロバイダーの特定、組織の意識向上等、実践的なステップを通じ、今後の要件に備える必要がある。</p> <p>事業体は、2024年までのオペレーショナル・レジリエンスに関するさらなる取り組みを期待し、準備を整える必要がある。これには、準備状況を評価及び支援するための、選択されたエンティティとの会議やウェビナーによってサポートされる、更新された最終ガイダンスが含まれる。</p>
気候リスク	APRAは、健全性実施ガイドCPG 229 気候変動財務リスク(CPG 229)の有効性をレビューしており、リスク管理の枠組みに気候リスクの考慮事項を明確に組み込む等の重要な問題に焦点を当てている。APRAは、このレビューの一環として業界と協議する予定だが、2024年上半年期に変更に関する正式な協議を開始する予定はない。	<p>APRAは、2024年に実施される次回の気候リスク自己評価調査に自主的に回答するよう企業に要請する。これにより、企業はCPG 229の原則との整合性に関する洞察を得るとともに、気候リスク管理の継続的な成熟度に関する貴重な業界レベルの洞察を得ることができる。</p> <p>損害保険については、APRAは、オーストラリア最大の損害保険会社と関与する気候脆弱性評価(CVA)の作業を継続する。保険CVAは、2050年までの住宅保険の手頃な価格に対する気候変動の潜在的な影響を評価する。</p>
財務説明責任制度(FAR)		APRAとASICは、銀行が2024年のFAR開始に備えるのに役立つ規制当局規則や暫定規則などの詳細情報を発表する。APRAとASICは、保険及び退職年金業界向けに、2024年初頭に情報パッケージをリリースし、FARの開始に向けた保険及び退職年金事業体の準備を支援する一連のウェビナーを開催する。
ガバナンス、文化、報酬、説明責任(GCRA)	<p>APRAは、健全性基準CPS 510ガバナンス、健全性基準CPS 520適合性・適切性及びその他の関連基準に定められたものを含む、ガバナンス要件の広範なレビューを実施している。</p> <p>APRAは、ディスカッションペーパーの発表に先立って、レビューに情報を提供し、業界を巻き込むために広く協議する。このプロセスは、2024年の第2四半期に開始される。</p>	<p>GCRAの構成要素は、重大なリスク変革プロジェクトを実施している事業体を含む監督上の関与において強化される。</p> <p>APRAは、包括的なリスク文化調査の次回ラウンドを計画しており、2024年上半年期に関与するよう要請された保険会社に書面で通知する予定である。また、APRAは2024年半ばから「パルスサーベイ」のパイロットラウンドを実施し、選ばれた事業体に少数の主要なリスク文化に関する質問を独自の調査に統合し、その結果をAPRAに提供するよう求める。</p>
再建と破綻処理	健全性基準CPS 190 再建・撤退計画及び健全性基準CPS 900破綻処理計画は、2024年1月1日に銀行及び保険会社向けに発効し、スーパーアニュエーション・ライセンサーに対しては2025年1月1日から発効する。	<p>一部の銀行や保険会社は、再建・撤退計画へのアプローチを改善する必要があるかもしれない。APRAは、スーパーアニュエーション・ライセンサーと連携し、新しい基準の期待に応えるための業界アプローチの向上を推進する。</p> <p>APRAは、SFIIに対し、将来の破綻処理計画のために事業体に優先順位を付けるための情報を求め、少数の事業体とのオーダーメイドの破綻処理計画を継続する。</p>

(出典) APRAの中間政策・監督優先事項更新 (2024. 1. 31) より抜粋

保険への取り組み

APRA優先度	政策の優先事項 - 今後6か月	監督の優先事項 - 今後6か月
損害保険の手頃な価格と利用可能性		<p>APRAは、引き続きステークホルダーと協力して、（手頃な価格での）入手可能性（アフォーダビリティ）と利用可能性のプレッシャーの要因についての理解を深めていく。</p> <p>これには、ハザード保険パートナーシップによって進められている作業をサポートするためのデータに焦点を当てることや、保険会社が保険契約者の手頃な価格と利用可能性を向上させる可能性のあるオプションと変革を検討することを奨励することが含まれる。</p> <p>APRAはまた、2050年までの家計保険の入手可能性に対する気候変動の影響を理解するために設計された気候脆弱性評価の作業を継続する。</p>
生命保険の持続可能性		<p>事業体は、APRAが個人保険事業と団体保険事業の両方において、APRAの商品持続可能性の期待を満了するための進捗状況を引き続き確認することを期待できる。</p>
生命保険 - 退職		<p>APRAは、2024年上半期に長寿商品の経験や関心を持つ全ての事業体と関わる。これには、調査への協力依頼、円卓会議、事業体との個別会議が含まれる。</p>
民間医療保険の資本改革		<p>全ての事業体は、今後6か月以内に、内部資本比率評価計画(ICAAP)移行計画又はICAAPレポートのいずれかをAPRAに提出することが期待されている。</p> <p>事業体は、APRAがすでに受領したICAAPの要約声明のレビューから得られた所見を伝達することを期待することができる。</p>

（出典）APRAの中間政策・監督優先事項更新（2024.1.31）より抜粋

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、PRA や APRA の 2024 年における監督・規制上の優先事項について、報告してきた。

[前回の保険年金フォーカス](#)で報告した EIOPA（欧州保険年金監督局）の 2024 年の監督上のコンバージェンス計画における課題を含めて、今回の PRA や APRA が掲げている課題の多くは、基本的には世界各国の保険業界に共通する課題であり、そのためグローバルレベルでの IAIS（保険監督者国際機構）においても、同様のトピックに関する検討が行われてきている。

これらの課題は、日本の保険会社にとっても極めて重要な課題であることから、これらの検討を巡る動向等については、今後も引き続き注視していくこととしたい。

以上